

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)の修正(案)の概要

○防災業務関係者の放射線防護に関する規定の追加

国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、原子力災害の際、放射線が放出される環境下で防災業務を担う関係者（自治体・消防職員など）の「被ばく線量限度」の指標を、放射線業務従事者（診療放射線技師、原子力事業者など）に適用される国の規則に準じ、新たに規定するなど、所要の修正を行う。

※被ばく線量限度

- 人命救助等の緊急作業以外の活動を行う場合
⇒年50ミリシーベルトかつ5年間で100ミリシーベルトを上限。
- 人命救助等の緊急作業を行う場合
⇒作業期間中につき100ミリシーベルトを上限。